

ローカルユニオンでは、労働者共済の組織加入共済に 組合員全員が加入しています！

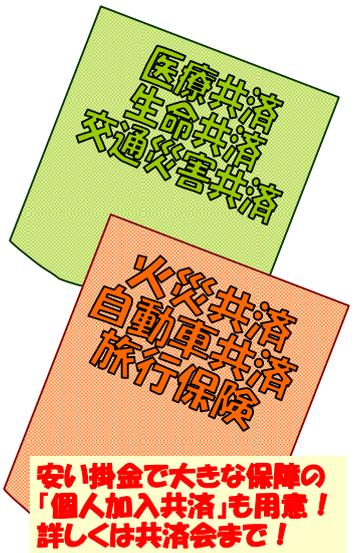
組織加入共済 掛金：月500円
慶弔型②共済（月掛金1000円）を4口
労組活動事故見舞共済（月掛金1000円）を1口

あなたも助け合い運動に
参加しています

下記内容に該当する場合は労働者共済会までお知らせください。

| 給付種目・共済事由の区分 | | 給付金額 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 死亡弔慰金 | 組合員本人が病気で死亡したとき（※1） | 120,000円 |
| | 組合員本人が不慮の事故で死亡したとき（※1） | 160,000円 |
| | 組合員の配偶者が死亡したとき（同一生計問わず） | 80,000円 |
| | 組合員の子が死亡したとき（同一生計問わず） | 40,000円 |
| | 組合員の親が死亡したとき（同一生計問わず） | 12,000円 |
| 住宅災害見舞金（※2） | 火災等見舞金 全焼・全壊（損害率70%以上） | 400,000円 |
| | 半焼・半壊（損害率20%以上70%未満） | 360,000円以内 |
| | 一部焼・一部壊（損害率20%未満） | 120,000円以内 |
| | 自然災害見舞金 全壊・流失（損害率70%以上） | 120,000円 |
| | 半壊（損害率20%以上70%未満） | 60,000円以内 |
| 一部壊（損害率20%未満で損害額10万円以上） | 12,000円以内 | |
| 床上浸水（床面以上） | 12,000円 | |
| 親族の死亡（組合員本人を除く。親族の範囲は民法725条の規定に基づく） | 40,000円 | |
| 重度障害見舞金（労災保険法規定の後遺障害第1・2級と第3級の一部） | 120,000円 | |
| 傷病見舞金（※3） | 連続14日以上休業したとき | 8,000円 |
| | 連続30日以上休業したとき | 16,000円 |
| | 連続90日以上休業したとき | 32,000円 |
| お祝い金 | 組合員が結婚したとき | 32,000円 |
| | 組合員の子が誕生したとき | 12,000円 |
| | 組合員の子が小学校に入学したとき | 8,000円 |
| | 組合員の子が中学校に入学したとき | 8,000円 |
| 退職饗別金（1回のみ。在籍年数は問わず） | 8,000円 | |
| 労組活動事故見舞 | 労組活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡 | 10,000,000円 |
| | 労組活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害 | 最高10,000,000円 |
| | 労組活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院 | 日額5,000円 |
| | 労組活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院 | 日額2,500円 |

※1 事由発生日において65歳以上の組合員本人の死亡弔慰金は、病気で死亡60,000円、不慮の事故死亡80,000円となります。
 ※2 住宅災害見舞金では、付属建物の損害は対象になりません。
 ※3 傷病見舞金は、一共済期間中に合計32,000円が限度となります。



安い掛金で大きな保障の
「個人加入共済」も用意！
詳しくは共済会まで！



しまね労働者共済会

電話0852-31-3396 FAX0852-21-8998